【記入例】

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

1　当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

2　借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

3　借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

4　償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

5　最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

6　借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

7　借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には，当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8　生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を都道府県毎に設置しております。

(1) 愛知県社会福祉協議会の苦情受付窓口　　愛知県社会福祉協議会　総務部　TEL：052-212-5500

(2) 福祉サービス運営適正化委員会　　TEL：052-212-5515

（愛知県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。）

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1　貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2　借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1)　住所を変更したとき。

(2)　改名・改姓したとき。

(3)　死亡、または所在不明になったとき。

(4)　天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3　借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1)　他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2)　虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3)　故意に償還金の支払いを怠った場合

(4)　貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和　●年　●月　●●日　　借受人　住所　〇〇市◆◆区■■●－●－●

氏名　●●　●●　　印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、愛知県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。